

宮田村村長交際費の支出公開基準

(趣旨)

第1条 この基準は、村政に対する村民の理解と信頼をさらに深めるため、交際費関係の支出基準及び公開基準その他必要な事項について定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

(1)村政運営と関係を有するもの

(2)その他村長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出することができる。ただし、原則として村が補助金等を支出している団体等にあつては支出しないものとする。

支出区分	内 容	金 額 等
会 費 慶 祝	・各種団体等が行う懇親会等を目的とする会合の出席に係る経費等 ・各種総会、大会、式典、行事等に対するお祝ひに係る経費	会費・実費相当額等
弔 慰	葬儀等における香典、供花、供物等に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
協 賛 金	・活動の趣旨から公益性が特に認められる協賛に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
そ の 他	・団体、組合等の会合、祝賀会等に対し寸志として手土産(清酒等)を持参する経費 ・視察等贈り物又はあいさつとして持参する経費 ・来客の接遇経費、その他	社会通念上妥当と認められる額

2 前項に規定するもののほか、村長が特に必要と認めるときは、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出することができるものとする。

(公開基準)

第4条 支出項目、支出件数、支出金額を別表に基づき公開するものとする。

(公開時期)

第5条 第4条の規程により毎月20日までに前月分を取りまとめ公開する。

(公開の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) インターネットの利用

(2) 閲覧

(その他)

